

保護者のみなさまへ

興南学園保護者のみなさま、こんにちは。

本校では県内の新規感染者数の改善傾向を踏まえ、10月より生徒の登校欠席基準を更新いたします。生徒・保護者のみなさま一人一人が感染対策を実践していただき、大変感謝しています。

集団感染のリスクが高い学校生活や家庭においては、これからも徹底した健康観察や感染予防が必要です。今後も県内外の感染状況を見ながら、適宜情報発信していきますので、ご理解ご協力の程よろしく願います。

興南学園 10月1日(更新)

## 新型コロナウイルス感染症対策における登校基準

### 2 早退・欠席、出席停止の考え方

**欠席基準**：新型コロナウイルス感染の可能性が高い以下の症状がある場合は、登校禁止します。体調に応じて医療機関への受診をお願いします。(※喘息など呼吸器の基礎疾患がある場合は2日)

- ① 37.5℃以上の発熱がある
- ② 37.5℃以上の熱がなくても明らかな風邪症状(咳、強いだるさ、息苦しさ等)がある
- ③ 37.5℃以上の熱はなくても平熱より明らかに高い場合

※①～③については新型コロナウイルス感染症でないと判明した場合は病欠とする

※①～③の症状がなくなれば翌日から登校可能

(県教育委員会のガイドラインによる)

**※10/1※更新**

- ④ 同居家族に①～③の症状がみられる場合

※出停の扱いとする。同居家族に症状がなくなれば翌日から登校可能

**欠席措置**：出席停止の間、毎日の検温と症状を「新型コロナウイルス感染症疑い 経過報告書(※1)」に記入してもらい、登校再開の際に担任、または保健室に提出。その提出をもって出席停止の扱いとする。

(※1) 経過報告書は興南学園HPからダウンロード又は保健室で配布。

**早退基準**：上記欠席基準と同様、①②③④に当てはまる生徒は早退を促す。

また、体調不良で保健室来室した生徒も状況によっては早退の判断をします。

**登校基準**：◎生徒又は同居家族の感染が判明または濃厚接触者と認められた場合

⇒出席停止とする

◎同居家族が発熱等の風邪症状がみられる場合(8/17更新)

⇒出席停止とする(同居家族に症状がなくなれば登校可能)

◎疑わしき事案を含め、登校すべきでないと判断された場合

⇒出席停止とする

◎生徒本人が県外へ渡航した場合(海外は除く)

⇒渡航1週間前～渡航中～渡航後2週間の間、検温と健康観察を徹底し、

専用の書式「県外への渡航前後の健康観察表」に記録し提出する(9/9更新)

県外・海外へ渡航する場合は、事前に学園へ要連絡・相談をお願いします。

◎家族が出張等で海外・県外から帰沖した場合

⇒登校可能。ただし、家族全員が検温や健康観察を引き続き徹底すること。

◎感染が心配で登校を控えたい場合

⇒出欠の判断は校長が状況に鑑みて行う。

☆その他、ご不明な点がございましたら学園までお問い合わせください。

## ☆出停期間早見表☆

### ○生徒（本人）の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合(出席停止)

#### 【出席停止の期間】

#### ① 感染の場合

**開始日**：感染の判明した日

但し、判明前から欠席していれば、最終登校日の翌日

**終了日**：専門医等が快癒を認める等、登校を許可したとき

#### ② 濃厚接触の場合

**開始日**：濃厚接触者と認定された日（同居家族の感染判明日）

**終了日**：症状が出なければ、保健所に指示された期間（目安 2 週間）

⇒ 期間中に感染が判明すれば、「①感染の場合」の期間へ

### ○生徒の同居家族が濃厚接触者と認定された場合（出席停止）

#### 【出席停止の期間】

**開始日**：家族が濃厚接触者と認定された日

**終了日**：家族に症状が出なければ、家族が保健所に指示された期間

⇒ 感染が判明・本人が濃厚接触者と認定されると、

「生徒（本人）の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合」へ

### ○生徒（本人）に発熱等のかぜの症状が見られる場合(新型コロナウイルス以外の疾患であれば病欠)

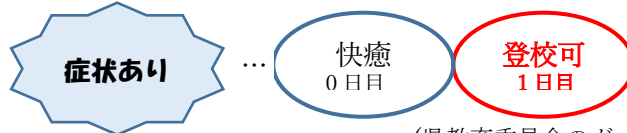
#### 【登校禁止の期間】

#### ① 本人に発熱等のかぜの症状がある場合

**開始日**：症状の出た日

**終了日**：3 日以内に快癒すれば、快癒した日の翌日から登校可

(体調が万全になるまでは無理せず自宅療養を！)



(県教育委員会のガイドラインによる)

※症状が 4 日以上続けば、新型コロナ受診相談センターへ要相談を

#### ② 症状が 4 日以上続き、新型コロナ受診相談センターへ相談した場合

**終了日**：検体検査を受けず様子見となった場合、快癒した日の翌々日から登校可能

#### ③ 新型コロナの検体検査を受けた場合

**終了日**：陰性となった場合、受診医療機関の指示する期間

⇒ 感染が判明すれば「生徒（本人）の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合」へ

※10/1 更新※

☆生徒や同居人の感染・濃厚接触が判明した場合や、

本人が国内外へ渡航した場合、すみやかに学園へご連絡ください。